政　令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十三号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イの規定に基づき、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「又は同条第十二項」を「、同条第十二項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第十四項の規定による報告」を加え、同表第五号中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第五項の規定による報告」を加え、同表第一一号中「又は同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「届出」の下に「又は同条第四項の規定による報告」を加え、同表第一二号中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第五項の規定による報告」を加え、第五七号の二の次に次の二号を加える。

五七の三	関税法施行令第六十二条の二第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同条第二項の規定による意見の陳述
五七の四	関税法施行令第六十二条の十六第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第二項の規定による意見の陳述又は同条第四項第五号の規定による書面の提出

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三